

処理事例 4 3 市の業務に不備が無かったもの

苦情申立て対象機関	税務室納税課	
苦情申立ての内容	<p>1 私は、平成 24 年 1 月 31 日に不動産の所有権移転をしたにもかかわらず、平成 24 年度の固定資産税を差押徴収された。固定資産税は現所有者に請求すべきであり、税金の返還を求める。</p> <p>2 平成 26 年 3 月 10 日付、市役所への問合せの回答は納得できるものではなく、内容に偽りあり申立てします。</p>	
調査結果等	<p>調査の対象</p> <p>苦情申立ての内容 1 については、固定資産税は 1 月 1 日時点の登記簿上の所有者に当年度分を課税することとされ（地方税法 343 条 2 項、同 359 条）、申立人が納税義務を負います。申立人からその他の事情等のご説明がないため、調査すべき事項がないので、調査はしません（明石市法令遵守の推進等に関する条例第 54 条第 1 項第 5 号）。他方、苦情申立の内容 2 については、オンブズマンの所管事項に該当すると判断し、調査を実施することとしました。</p> <p>オンブズマンの見解</p> <p>本件では、申立人から苦情内容の具体的事実についての説明を得られませんでしたので、苦情申立書の記載内容及び担当課からの提出資料と聴取に基づいて次のとおり判断します。</p> <p>調査の結果、認められる事実は次のとおりです。</p> <p>①担当課から申立人に対し、平成 25 年 7 月 8 日に特定記録郵便で差押予告通知書を送り、同年 9 月 18 日付で差押えに着手し、全額回収済みとなった。</p> <p>②同年 10 月 7 日に申立人が来庁し、平成 24 年 1 月末に不動産を売却したので自分に納税義務はなく現所有者が税金を支払うべきだ、等主張した。その際に対応した職員は、固定資産税の賦課期日（毎年 1 月 1 日）に所有者として登記されている人が納税義務者であること、及び不動産売買契約の内容は市が関知できないことであり、市としては賦課期日の所有者である申立人に対して課税するしかないと説明した。</p> <p>③平成 25 年 10 月 7 日の来庁以来申立人から連絡は無かったが、平成 26 年 3 月 7 日に申立人から差押徴収された税金の返還を求めるメールが届き、同月 10 日に担当課から②と同様の説明をした。さらに、申立人から面談希望のメールが届いたので、担当課から申立人の予定を教えてほしいと返信したが、その後、連絡が途絶えた。</p> <p>以上の事実を踏まえ、担当課の対応に関しては、②の担当課職員の説明は法規に則った適正なものであり、③についても、担当課は申立人の質問に対して適正に回答しており、虚偽の説明や不当な対応があったとは認められませんでした。したがって、オンブズマンは、本件における申立人と担当課との一連のやり取りに関し、申立人に対する市の回答には非違・不当な点はないものと判断し、今回の調査を終えることにしました。 以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成 26 年（2014 年）3 月 24 日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成 26 年（2014 年）5 月 14 日	51 日間
調査結果通知年月日	平成 26 年（2014 年）5 月 26 日	63 日間